

北九州市立則松小学校父母教師会規約

第1章 総則

(名称)第1条

本会は、北九州市立則松小学校父母教師会と称し、北九州市立則松小学校内に置く。

(目的)第2条

本会は、学校、家庭、及び地域の相互協力により、児童の健全な成長をはかると共に、生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(方針)第3条

本会は、次の各項を方針とする。

- (1)政党に無関係であり、営利を目的とせず、また、宗教にもかかわらない。
- (2)学校行政や教育方針の干渉を企図しない。
- (3)本会の目的に沿う他の団体機関と協力する。

(事業)第4条

本会は、次の事業を行う。

- (1)会員の知識教養の向上及び、福祉に関する事項。
- (2)児童の安全と福祉に関する事項。
- (3)学校の補助的施設及び資材の整備と援助。
- (4)教育環境の改善及び向上。
- (5)その他本会の目的を達成するに必要な事項。

第2章 会員

(入会条件と入会単位)第5条

本会へ入会するには次の条件に該当する者を対象とし、児童の人数に関わらずひと世帯単位とする。

- (1)本校に在籍する児童の保護者。
- (2)本校の職員。

(入会手続)第6条

本会へ入会するには「入会申込書」に記入し、本校 PTA 本部へ提出する。

新入生は新入生説明会～4月下旬までに、在校生は2月1日～3月31日までにそれぞれ提出する。

但し、転入等の理由による入会は随時受付ける。

(会員期間と活動期間)第7条

本会の会員期間は一年度単位(4月1日～翌年3月31日まで)とする。活動期間は当該年度の総会開催日以降～3月31日までとする。

(会員の権利と会費納入の義務)第8条

会員は、全て平等の権利を有し、また本会の活動に参加し、かつ本会の運営について意見を述べることができる。

(1)会員は、随時会計簿の閲覧を求めることができる。

(2)会員は、規定の会費を納入する。

(継続手続)第9条

会員は次年度も継続して会員となる場合には自動継続となり、継続手続は不要とする。

(退会手続)第10条

会員が本会を退会するには「退会申込書」に記入し、本校 PTA 本部へ提出する。

2月1日～3月31日の期間に退会手続を済ませる。

ただし、転校等やむを得ない理由による途中退会は随時受付ける。

また会員世帯の末子が卒業することによって期間満了で退会する場合は手続不要とする。

第3章 役員

(役員)第11条

本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名 (2)統括 2名 (3)書記 2名 (4)会計 2名 (5)広報 2名 (6)校外 2名

(役員の任務)第12条

役員の任務

(1)会長は、会務を統括し、会議を主宰し、外部に対して本会を代表する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。

(3)書記は、次に掲げる記録を正確にかつ完全に保管し、年度末にこれらの記録を一括して後任者に引き継ぐ。

①規約(改正・修正を含む) ②当該年度の人事録 ③会議の議事録

④役員会及び委員会の報告書 ⑤往復文書の記録 ⑥会員情報の名簿

(4)会計は、本会の会費及びその他の収入を収納し、かつ、会長の承認を得て経費の支払いを行う。また、収支の記録を正確に行い、会計監査を受け当該年度の決算報告書を定例総会に提出し、承認を求める。

(5)広報は PTA 本部及び外部団体並びに委員会の活動広報やイベント参加者の募集を行う。

(6)校外は登下校時の安全確保を目的とし、通学路の環境整備を行う。

(役員の選出)第13条

役員は挙手制により立候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。補充役員の選出は理事会にて行い、決定する。

(役員の任期)第14条

役員の任期は特例として、当該年度総会開催日～次年度総会開催日までとする。但し、補充された役員の任期は、前任者の残任期とする。

回数制限はなく、再任を可能とし妨げない。

第4章 会計監査

(会計監査)第15条

(1)本会の経理を監査するため、会計監査を2名置く。会計監査は、本会の会計事務を監理し、定例総会に報告する。また会計事務に関して意見できる。

(2)会計監査は、役員経験者とし、選出及び任期は役員に準ずる。

第5章 特別職

(参与)第16条

(1)役員会の活動を補佐するため、参与を若干名置くことができる。

(2)参与は、役員経験者より、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。任期は役員と同等とし、再任を妨げない。

第6章 会議

(会議)第17条

本会に次の会議を置く。

①総会 ②役員会 ③理事会

(総会)第18条

(1)総会は、全会員で構成する最高議決機関であり、定例総会及び臨時総会とする。

(2)定例総会は、年1回、年度当初に開催する。

(3)臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、全会員の1割以上の要請があったとき開催する。

(4)総会討議事項。総会で、審議決定する事項は次のとおりとする。

(5)開催形式は対面・書面・ウェブ・オンラインの中から、当該年度で最適な形式を選択する。

①規約改正 ②予算案及び決算の承認 ③役員改選

④会費の決定 ⑤その他重要事項

(役員会)第19条

(1)役員会は、役員をもって構成する。

(2)役員会は、理事会提出議案、その他本会事業の執行運営上必要な事項を審議する。

(3)役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(理事会)第20条

理事会は、本会の役員及び学校代表をもって構成し、次の事項を協議決定する。

(1) 総会から付託された事項。 (2)総会に提出する議案の調整。

(3)各種事業の執行と運営。 (4)その他運営上必要な事項。

(理事会の招集)第21条

理事会は、1学期と3学期の年2回を基本として会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき、または理事構成員の3分の1以上の者から議案を示し、開催請求があったときは、会長は臨時に招集する。

(議決)第22条

総会の定員数(委任状を含む)は、会員の5分の1以上とする。

臨時総会は、4分の1以上とする。

理事会は過半数をもって成立し、議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第7章 委員会

(委員会)第23条

本会に都度制の委員会を設置し、種別を「指定委員会」と「自由委員会」の2種とする。

(委員会種別)第 24 条

- (1) 指定委員会とは PTA 本部が活動内容を指定して参加者を募集し、発足させる委員会である。
- (2) 自由委員会とは会員自らが活動内容を考えて参加者を募集し、発足させる委員会である。

(指定委員会)第 25 条

指定委員会では「文教委員会」と「のりまつフェスタ実行委員会」の活動内容を指定している。

〈活動内容〉

①文教委員会

- ・家庭教育学級(ひまわり学級)の実施
- ・給食試食会の実施

②のりまつフェスタ実行委員会

- ・のりまつフェスタを開催し運営する。

(自由委員会)第 26 条

自由委員会では活動内容や期間、人数を会員自ら自由に設定し発足させることができる。

(委員会発足の条件)第 27 条

指定委員会にしても自由委員会にしても発足できる条件は同じである。

- (1) 活動できる十分な要員が確保できること。
- (2) PTA 本部に対して「委員会発足申請書」を作成して提出し、会長の認可を受けること。
- (3) 活動終了後に「委員会活動報告書」を作成して提出し、会長に受理されること。

(委員会予算)第 28 条

「委員会発足申請書」を基に PTA 本部にて精査し予算分配する。

(委員の任期)第 29 条

委員の任期は各委員会の活動開始から活動終了までとする。

(委員会の運営)第 30 条

委員会の運営は別途定める「委員会運営内規」に基づき、運営される。

(特別委員会)第 31 条

会長が特に必要と認めたとき、理事会の承認を得て設けることができる。この場合において、人選については、当委員会に付託することができる。

第8章 経理

(経費)第 32 条

本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。会費の額については、総会において決定する。

(予算)第 33 条

本会の経理は、基本的に総会で認められた予算に基づいて行う。

(決算)第 34 条

本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)第 35 条

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を終わりとする

第9章 個人情報保護

(個人情報の保護と取扱)第 36 条

本会活動を円滑に推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護取扱規程」に定め、運用するものとする。

第10章 付則

(規約改正)第 37 条

本会の規約改正は、総会にて行う。

(規約)第 38 条

本会は、必要に応じて別途規程を定めることができる。

(規約の発効)第 39 条

本規程は、昭和37年4月22日から実施する。

昭和23年4月19日 福岡県父母教師会企画委員会において採択

昭和37年4月22日 昭和37年度定例総会で一部改正

昭和40年4月19日 昭和40年度定例総会で一部改正

昭和45年4月25日 昭和45年度定例総会で一部改正

昭和49年4月20日 昭和49年度定例総会で一部改正

昭和51年4月24日 昭和51年度定例総会で一部改正

平成 3年4月27日 平成 3年度定例総会で一部改正

平成 7年4月16日 平成 7年度定例総会で一部改正

平成10年4月18日 平成10年度定例総会で一部改正

平成12年4月22日 平成12年度定例総会で一部改正

平成16年4月21日 平成16年度定例総会で一部改正

平成19年4月18日 平成19年度定例総会で一部改正

平成21年4月24日 平成21年度定例総会で一部改正

平成28年4月16日 平成28年度定例総会で一部改正

平成29年4月22日 平成29年度定例総会で一部改正

平成30年4月21日 平成30年度定例総会で一部改正

令和 2年5月15日 令和 2年度定例総会で一部改正

令和 3年11月〇日 令和 3年度臨時総会で一部改正(令和4年度より施行)

令和 4年3月〇日 令和 3年度臨時総会で一部改正(令和4年度より施行)

北九州市立則松小学校父母教師会イベントサポーター規程

第 1 条(名称)

本規程は北九州市立則松小学校父母教師会(以下本会とする)イベントサポーター規程と称する。

第 2 条(目的)

本規程は本会の活動が安全かつ円滑に行われることを目的とし、本会活動の活性化と人員確保の手段とする。また会員の本会活動に対する関わり方の手段を増やす目的も含む。

第 3 条(活動方針)

本会または関係団体に関するイベントや委員活動への参加や手伝いなどに限定する。

第 4 条(対象者)

イベントサポーター対象者は本校児童の保護者とし、会員か非会員かは問わない。

第 5 条(「band」アプリの利用)

本会のイベントサポーターの運用に際し、ツールとして「band」アプリを使用する。

第 6 条(登録・削除)

会員は本会入会をもって登録とし本会退会をもって削除とする。

非会員は別途登録手続を行い、削除する場合も手続を行う必要がある。

第 7 条(種別)

イベントサポーターには会員と通常の 2 種類がある。会員では P T A 活動の参加者募集や情報提供の他、写真や動画、ライブ配信視聴等が利用できる。通常では P T A 活動の参加者募集と情報提供のみとする。

第 8 条(募集・参加)

イベントや活動毎に参加者を募集する。参加の場合は参加の意思表示をするか参加申し込みを行う。(会員限定(大人を対象とした)の場合は会員のみ募集する。)

第 9 条(個人情報の取得と取扱い)

イベントや活動の参加募集に対して会員が参加意思を示す場合は本会に氏名と連絡先を知らせる。取得した個人情報は本規程の目的以外には使用せず、イベントや活動終了後に速やかに適正処分する。基本は本会規約の「個人情報保護規程」に準ずる。

第 10 条(規程の改定)

本規程の改定について会長及び役員の過半数の同意が得られた場合に、本会総会の議題とすることができる。本会総会において会員の過半数の同意が得られた場合に規程の改定ができる。

(附則)本規程は、平成 21 年 4 月 24 日より実施する。

令和 3 年 11 月 15 日 令和 3 年度臨時総会で一部改定

令和 4 年 3 月〇日 令和 3 年度臨時総会で一部改定